

予備試験

令和6年予備試験
論文式試験分析会
憲法 講師レジュメ

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001212 248310

LL24831

令和6年予備試験 論文式試験分析会 憲法 (2024.10.06)

設問(1)のポイント

- ポイント1**…地方自治法 260 条の2 第6 項を根拠として、A町内会が公共団体ではないことを確認する(会員Eの発言)
- ポイント2**…祭事挙行費を町内会の予算から支出することが「その規約に定める目的の範囲内」(地方自治法 260 条の2 第1 項)かを検討する
- ポイント3**…A町内会の法的性格から、目的の範囲を限定的に考える必要があることを説明する(南九州税理士会政治献金事件等参照)
- ポイント4**…祭事挙行費への支出が認められなければ氏子の信教の自由が害されるとしても、会員の信教の自由の保障は目的の範囲には含まれないことを説明する(会員Gの発言)
- ポイント5**…予算の支出が集落に伝えられてきた文化である伝統舞踊の承継という「地域課題の解決」に資することを説明する(会員Fの発言)

設問(2)のポイント

- ポイント1**…町内会費 8000 円を一律に徴収することが、事実上Xに対して「宗教上の行為」(憲法 20 条2 項)への参加を強制することになることを説明する
- ポイント2**…A町内会は任意団体なのでXに宗教上の行為を強制しても直ちに憲法違反にはならず、私人間効力の問題になることを説明する(三菱樹脂事件等参照)
- ポイント3**…一人一人の都合を考慮すべきかを検討する(会員Hの発言)

【答案例】

第1 祭事挙行費を町内会の予算から支出することの可否

- 1 A町内会は、地方自治法 260 条の2 の「認可地縁団体」なので、公共団体その他の行政組織の一部ではない。したがって、A町内会は「国及びその機関」(憲法 20 条3 項)ではなく、その予算は「公金」(憲法 89 条)ではないため、憲法 20 条3 項や憲法 89 条については問題とならない。
- 2 もっとも、A町内会は「その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」(地方自治法 260 条の2 第1 項)ため、祭事挙行費をその予算から支出することが目的の範囲内かが問題となる。

判例は、強制加入で実質的に脱退の自由が保障されていない団体の目的の範囲については、会員に様々な思想・信条を有する者が存在することが予定されていることから限定的に考えている。構成員の思想の自由(憲法 19 条)や信教の自由(憲法 20 条1 項前段)が害されないようにするために、このように考えるべきである。

A町内会が行う生活道路・下水道の清掃、ごみ収集所の管理、B市の「市報」等の配布は、日常生活に不可欠であり、A集落に住む以上はA町内会に加入せざるを得ないので、A町内会は事実上強制加入で脱退の自由がないといえる。そこで、A町内会の目的の範囲内というためには、A町内会規約がその目的に掲げる「会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、地域的な共同生活に資すること」に必要でなければならないといえる。

- 3 A集落の住民の中にはC神社の氏子としての意識が強い者もいるため、祭事挙行費への支出が認められなければ、こうしたA町内会の会員の信教の自由が害されるおそれがある。しかし、氏子の信教の自由を保障することはA町内会の目的の範囲には含まれないため、このような事情から祭事挙行費の支出を認めることはできない。
- 4 C神社の祭事では、集落に伝えられてきた文化である伝統舞踊が神事の一環として披露される。そうすると、予算の支出は、集落に伝えられてきた文化である伝統舞踊の承継という「地域課題の解決」のために必要といえる。
- 5 よって、祭事挙行費を町内会の予算から支出することは可能である。

第2 祭事挙行費を予算から支出し得るとして、町内会費 8000 円を一律に徴収することの可否

- 1 A町内会が町内会費 8000 円を一律に徴収すれば、そのうち 1000 円が祭事挙行費に支出されることとなる。当該祭事はC神社にて神道方式で行われることから「宗教上の行為」（憲法 20 条 2 項）といえるので、祭事挙行費の支払を通じて事実上Xに対して宗教上の行為への参加を強制することになる。
- 2 A町内会は任意団体なのでXに宗教上の行為を強制しても直ちに憲法違反にはならないが、判例は、私的自治に対する一般的制限規定である民法 1 条、90 条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって、一面で私的自治の原則を尊重しながら、他面で社会的許容性の限度を超える侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保護し、その間の適切な調整を図ろうとする。
- 3 では、町内会費 8000 円の一律徴収は社会的許容性の限度を超える侵害といえるか。一人一人の都合を考慮すれば切りがなく、一括して一律の徴収の方が都合がよい。しかし、事実上強制加入の団体では、会員に様々な思想・信条を有する者が存在することが予定されているため、個人の重要な思想・信条に関する事項については一人一人の都合を考慮すべきである。
- 4 そのため、事実上強制加入の団体であるA町内会において、宗教上の行為に参加するか否かという個人の重要な思想・信条に関する事項について一人一人の都合を考慮せずに会費の徴収を強制することは、社会的許容性の限度を超える侵害といえる。
- 5 よって、町内会費 8000 円を一律に徴することは可能でない。

以上

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LL24831